

令 和 2 年 5 月 8 日

【所管事務の調査（報告）】

「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の
一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

資 料 1 「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正
の概要について

資 料 2 「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正に
向けたパブリックコメントの実施結果について

環 境 局

「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正の概要について

川崎市では、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を設置しています。今般、浄化槽法が一部改正され、条例で定める事項として、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されました。これに伴い、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等について一部改正を行うものです。

1 浄化槽法の改正概要

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の管理を強化するため浄化槽法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されました。

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽（※）について、都道府県知事等が除却その他必要な措置をとるよう助言又は指導もしくは勧告・命令等を行うことができる規定の追加

※ 「特定既存単独処理浄化槽」：既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

(2) 浄化槽処理促進区域の指定

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる規定の追加

(3) 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽（※）制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）の規定の追加

※ 「公共浄化槽」：浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」

(4) 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事等に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定の追加及び使用の再開の届出義務化

(5) 浄化槽台帳の整備

都道府県知事等に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び保管の義務化

(6) 協議会の設置

地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定の追加

(7) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項の追加



今回の法改正によって、条例で定める事項として「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されたため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正が必要となります。

2 浄化槽保守点検業者について

浄化槽の保守点検については、毎年行うことが義務づけられており、川崎市では、条例に基づいて登録を受けた浄化槽保守点検業者が浄化槽の正常な機能を維持するための保守点検を行います。

(1) 浄化槽保守点検業者とは

- 川崎市で浄化槽保守点検業者の登録を受けるには、浄化槽の保守点検の業務に従事する者として専属の浄化槽管理士を置き、保守点検に必要な器具を備えていることなどが必要です。
- 本市における浄化槽保守点検業者の登録の有効期間は5年であり、有効期間満了後引き続き登録を受けるには、改めて登録の申請が必要となります。
- 令和2年4月1日現在の浄化槽保守点検登録業者は82社となっています。

(2) 浄化槽管理士とは

- 浄化槽の保守点検に必要な知識及び技能を有する者として浄化槽管理士免状の交付を受けた国家資格です（有効期限はありません）。
- 浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要とのことから、今回の法改正によって、**条例で定める事項に「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されました。**

3 条例で定める事項（改正趣旨）等

登録する保守点検業者に対し、設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようするため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」において必要となる規定の追加等を行います。

(1) 条例改正の内容

- 「専属の浄化槽管理士に対して登録の有効期間（5年）ごとに1回以上研修を受講させること」を登録する保守点検業者に義務づけること

(2) 条例施行規則改正の内容

- 登録の申請書の添付書類に「研修計画を記載した書類」及び「研修を受講したことを証する書類（更新の場合）」を追加すること

4 スケジュール

令和2年6月 条例改正議案の提出、パブリックコメント結果の公表

令和2年7月頃 改正後の条例等に基づいた浄化槽保守点検業者登録の申請受付を開始

「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正に向けた パブリックコメントの実施結果について

1 概 要

本市では、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるため、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を設置しています。

今般、浄化槽法が一部改正され、条例で定める事項として、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が新たに追加されたことに伴い、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」について一部改正が必要となりました。

このことから、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部を改正することについて、市民及び事業者の皆様からの御意見を募集しましたので、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等の一部改正についての意見募集
意見の募集期間	2020（令和2）年2月17日（月）から 2020（令和2）年3月18日（水）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより（2月21日号掲載） ・市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所の閲覧コーナー ・環境局収集計画課（市役所第3庁舎16階） ・川崎市に登録されている浄化槽保守点検業者82社への通知
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所の閲覧コーナー ・環境局収集計画課（市役所第3庁舎16階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		2通（3件）
内	電子メール	0通（0件）
	FAX	1通（2件）
	郵送	1通（1件）
訳	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

条例等の一部改正に対する御意見として、改正に反対する意見はなく、御意見の趣旨が「案に対する質問・要望であるもの」であったことから、「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」につきましては、当初の考え方のおり改正の手続きを進めるとともに、市民にとってわかりやすい制度となるよう、対応を進めてまいります。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 研修受講の義務付けに関すること	0	0	0	1	0	1
(2) 受講すべき研修に関すること	0	0	0	2	0	2
合計	0	0	0	3	0	3

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 研修受講の義務付けに関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	「登録の有効期間（5年）ごとに1回以上研修を受講させること」とあるが講習として1回でよいのではないか。他の資格更新では更新講習時に1回で行っている。	環境省通知により「条例や規則においては、保守点検業者の遵守事項として登録の有効期間ごとに1回以上の受講を義務づけること等が考えられる。」と示されており、この通知内容に沿った改正を行うものです。 なお、本市では、研修については、登録の有効期間（5年）ごとに1回受講していただければよいと考えておりますが、1回以上の受講を妨げるものではないため、このような規定を予定しております。	D

(2) 受講すべき研修に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	<p>「受講すべき研修」とは、何をするのか？メーカーのサービスが来て自社製品の説明程度か。浄化槽事故による環境汚染・人命に対しての被害などか。</p>	<p>研修事項については、環境省通知により「研修事項は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項があり、研修内容としては、浄化槽行政の動向、浄化槽の構造と機能、浄化槽の保守点検と清掃、地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況や法定検査受検率）その他各地域に応じて研修すべき内容が考えられる。」と示されており、これに準拠した内容になる方向です。</p> <p>なお、研修内容については、神奈川県では県単位で構築することとなり、神奈川県において研修の実施に向けた調整を行っています。</p>	D
3	<p>研修の義務付けについて、現在、生活水保全協会が毎年従事者（浄化槽管理士他）研修を受講している。（以前はこの研修会受講が点検業者登録の要件）この研修会受講を義務としていただければと思う。協会側に研修会を委託が必須。</p>	<p>現在、生活水保全協会が開催している「浄化槽従事者研修会」と浄化槽法で求めている「浄化槽管理士に対する研修」では、研修事項や研修内容が異なるものとなります。</p> <p>また、実施手法については、神奈川県において調整を行っています。</p>	D